主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人野間泰治及び被告人の上告趣意は、単なる訴訟法違反、事実誤認又は量刑 不当を主張するものであつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査 しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月五日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	鵉	裁判官